

令和8年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育事業 年度途中（5月以降）新規入所申込案内

令和8年5月以降に新規で保育所（園）、認定こども園及び小規模保育事業（以下『保育所等』という。）に入所を希望される保護者のかたは、次の事項を確認の上、お申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和7年4月2日 ~
1歳児	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日



* 施設により、受入可能年齢が異なりますので、別紙施設一覧を確認ください。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1 就労 〔外勤又は自営業等、月に64時間以上の就労を常態とされている方が対象になります。〕	左の条件で就労している期間	○	○
2 妊娠又は出産	産前産後各3か月以内	○	○
3 保護者の疾病又は障害	保育が困難と認められる期間	○	○
4 親族の介護又は看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6 求職活動又は起業の準備	入所月の月末まで	○	—
7 就学又は職業訓練	修了月の月末まで	○	○
8 育児休業中の転園 (産前産後期間に入る前月まで産前産後以外の要件で保育所等に在園中の児童に限ります。)	生まれた子が満1歳に達する月まで	○	—
9 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

* 施設利用可能時間内で利用できる時間帯は施設により異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、施設により異なります。

入所申込について

I 提出書類

- ① 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書
 - ② 入所（園）申込確認票
 - ③ 児童状況票
 - ④ 保育を必要とする事由の証明書類（下表参照） * 保護者全員について必要です。
 - ⑤ その他の提出書類（次に該当する場合は御提出ください。）
- ◆ お子様に疾病や障害等のある方
 疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書又は診療情報提供書等を御提出ください。
 - ◆ 離婚調停中や裁判中の方
裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の④の書類について省略することができます。

★ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書 	就業先に就労証明書の作成を依頼してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 自営業の方で、法人を設立している場合（株式会社、有限会社等）もこちらに該当します。
就労 (自営業)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人を設立していない自営業(個人事業主)の方は、御自身で就労証明書を作成の上、次の書類を添えて御持参ください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和8年1月1日以降に開業(事業を開始)した方 <ol style="list-style-type: none"> ① 個人事業の開業届出書(控用)の写し 2. 令和7年12月以前に開業(事業を開始)している方 <ol style="list-style-type: none"> ② 個人事業の開業届出書(控用)の写し ② 確定申告書(控え)の写し(令和7年分) <p>※ 電子申告された場合、申告後に表示される「受取通知」又は「メール詳細」を御準備ください。</p> <p>※ 令和7年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和8年度)の写しを添えてください(確定申告の必要又は不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください。)</p> <p>※ 令和7年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和7年分の事業収入が一切なかった場合は、保育幼稚園課に事前に御相談ください。</p> </div>
就労 (内職)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (*) 	就業先（内職の委託元）に就労証明書の作成を依頼してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 作成いただけない場合は保育幼稚園課まで御相談ください。

妊娠又は 出産	・母子手帳（表紙及び出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書
疾病、障害 又は親族の介護	・医師による診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し等 ・保育が必要であることの申立書
育児休業中の 転園	・在園証明書（入所希望月の前月まで保育所等を利用予定である証明） ・育児休業証明書
就学又は 就業訓練	・在学証明書または合格証明書＋カリキュラムや時間割等の就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書
求職活動又は 起業の準備	・求職に関する誓約書 ※ 起業の準備に該当する方は保育幼稚園課までお問い合わせください。 ・雇用保険受給者資格証または雇用保険受給資格通知
その他	保育幼稚園課までお問い合わせください。

* 就労証明書は証明日から3か月以内のものを御準備ください。

◎ 通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者の方の保育必要量の判定や、選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市ホームページ(下のQRコードを読み取りください。)に様式(Excel)と記載例を掲載していますので、参考の上、御自身で作成してください。

◎ 就労証明書について

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就業先の御担当者様に作成を依頼してください。香芝市ホームページ（下のQRコードを読み取りください。）に様式（Excel）を掲載していますので、就業先の御担当者様にて入力したものを印刷の上、御準備ください。また、記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります（就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。）。

※ 育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、No.6の項目には短時間勤務制度適用前の就労時間を記載、No.12の項目に同制度の適用後の就労時間を記載いただきますよう、お願いいたします。

※ 保育施設等の利用に係る就労証明書の変更点について(香芝市ホームページ)

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>



メモ欄

2 申請時期・申請場所について

提出の際は、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認のできる書類（運転免許証等）を持参してください。

- ▼受付期間 入所希望月の前月1日から20日まで（土、日及び祝日を除く。）
* 1日が休日の場合は直後の開庁日、20日が休日の場合は直前の開庁日
- ▼場所 保育幼稚園課（福祉センター内）
- ▼提出書類 2ページ参照

- * 受入可能な人数を超えた申込みがあった場合や、既に受入枠がない場合、受付期間の初日から起算して5開庁日までの間に申込みをされた方については、利用調整（「3 利用調整について」参照）の上、内定や待機順を決定します。6開庁日目以降に提出された方については、各日で利用調整を行います。
- * 不足書類がある場合、受付できません。
- * 上記期間に申込みをしたが、空きがなく入所できない場合、「利用承諾保留通知書」を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、御希望の方はお申し出ください。
- * 私立の保育所等については事前の見学を必須としていますので、まずは施設に直接お問い合わせください。

3 利用調整について

受付期間の初日から起算して5開庁日までの間に申込みをされた方で、受入可能な人数を超えた申込みがあった場合や、既に受入枠がない場合、利用調整を行います。保護者の保育を必要とする事由と御家庭の状況から、保育の必要性や優先度を指数化し、利用調整指数の高い児童から順に入所先または待機順を決定します。

なお、利用調整指数については、「保育所等入所選考指数表」をもとに、基礎指数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定します。

※ 保育所等入所選考指数表について(香芝市ホームページ)

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/55532.html>



4 転入予定の方の手続について

申込時点で香芝市に住民登録がない方についても、申込時点で転居先が決まっていりて利用開始月の前月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込みができます。該当する方は2ページの提出書類と併せて次の書類を提出してください。

- ▼提出書類
- ⑥ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑦ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）

留意事項

- (1) 2人以上の申込みをする場合は、お子様1人につき1部の書類が必要です。
- (2) 私立の保育所等を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、申込みをお断りする可能性があります。）。
- (3) 入所希望児童のほかに0歳児から5歳児までの兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- (4) 出生前の児童についての申込みはできません。
- (5) 転入予定の保護者が、利用開始月の前月末日までに転入しなかった場合は入所できません。
- (6) 勤務事情等により市外の保育施設を申込みの場合、取扱いや申請期日が異なりますので、施設の所在市町村へお問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内の保育所等に併願での申込みは御遠慮ください。入所期間は単年度（入所月から当該年度の3月末までの期間）限りとなります。次年度も利用を希望する場合は再度、申込みが必要です。
- (7) 育児休業から復帰する予定で入所される場合、遅くとも利用開始月の末日までに職場復帰するよう調整をお願いします。また、就労証明書の11.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。なお、慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時に御相談ください。
- (8) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- (9) 保育が必要な事由の証明書類について、離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中の方については裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- (10) 期日の時点で必要書類に不足又は不備がある場合は、利用調整の対象にならないことや調整指数に影響することがあります。
- (11) 申込内容が事実と違うことが判明した場合、入所を取り消すことがあります。
- (12) 申込時から家庭の状況が変わった場合（新たに仕事が決まった、退職した、離婚した等）、速やかに保育幼稚園課まで御連絡ください。申込期日以降の変更については、調整指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ利用調整に反映します。
- (13) 離婚が成立し、前配偶者と生計を一にしていないことが確認できた場合、ひとり親として保育料等を算定します。なお、ひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書等の提出が必要です。
- (14) 同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等が家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は祖父母等の収入を含めて保育料等を決定します。お子様又は保護者がどなたかの扶養に入っている場合は、同居及び保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- (15) 希望の保育所等の内定にいたらなかった場合、利用承諾保留通知書を発行することができます。発行を希望される場合、別途発行依頼書を御記入ください。

<連絡先>

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251

香芝市逢坂一丁目374番地1

電話：0745-44-3336